

～京都市立定時制単独高校の創設に向けて～

「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」 まとめ（案）についてのご意見を募集します

京都市教育委員会では、京都市立伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制がこれまで培ってきた、少人数教育による一人ひとりの生徒へのきめ細かい指導や特別支援教育に関する取組及び不登校経験のある生徒に対する支援などの教育実践や機能を結集し、両校を再編・統合のうえ、「学び直し」を求める生徒や「引きこもり傾向」にある生徒など、様々なニーズに対応できる、昼間・夜間2部制の新定時制単独高校の創設を目指しています。

両校及び総合支援学校の管理職や教員、教育委員会事務局職員で構成する「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」では、「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」（平成27年8月策定）に基づき平成27年9月から新定時制単独高校のあり方について、これまで26回の議論を積み重ねてきました。

このたび、これまでの検討状況を集約し、新定時制単独高校の骨格に相当する「まとめ（案）」を作成しましたので、広く市民のみなさまからのご意見を募集いたします。

「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）

概要版を2～3枚目に添付しています。全文につきましては、京都市役所総合受付、京都市教育委員会学校指導課高校教育担当（京都市役所本庁舎4階）でもお配りしておりますが、京都市教育委員会学校指導課の下記のホームページでもご覧いただけます。

募集期間

平成29年1月10日（火）～平成29年2月13日（月）
※郵送の場合は、平成29年2月13日の消印有効



提出方法

提出先：京都市教育委員会学校指導課高校教育担当 宛

下記のいずれかの方法によりご提出ください。

記入用紙の定めはありませんが、よろしければ裏面をご活用ください。

- ① 郵送の場合 〒604-8571（住所記入不要）
- ② ファックスの場合 075-222-3751
- ③ Web（ホームページ）の場合

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000187647.html>

※ 電話では受け付けておりません。



←QRコードによる
アクセスはこちらから

ご意見の取扱いについて

お寄せいただきましたご意見につきましては、要約のうえ、ホームページや報道機関等に公表する場合があります。また、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、ご了承ください。



問合せ先

京都市教育委員会指導部学校指導課高校教育担当

Tel：075-222-3811



「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）に対するご意見

（ご意見記入欄） 募集期間：平成29年1月10日（火）～平成29年2月13日（月）

【年 齢】 _____ 歳

【性 別】 男性・女性 （○をつけてください）

【職業又は所属団体等】 _____

【お住まいの行政区】 _____ 区（京都市以外の場合） _____ 市・町・村

※ 上記はご意見をまとめる際の参考にします。差し支えなければご記入ください。

【ご意見】

※ お寄せいただきましたご意見につきましては、要約のうえ、ホームページや報道機関等に公表する場合があります。また、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、ご了承ください。

※ 応募の際にご使用いただく記入用紙につきましては、他の様式をご使用いただいても結構です。

提出先 京都市教育委員会学校指導課高校教育担当 宛

○ 郵送の場合 〒604-8571（住所記入不要）

○ ファックスの場合 075-222-3751

○ Web（ホームページ）の場合

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000187647.html>

※ 電話では受け付けておりません。



「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）【概要版】 （平成28年12月）

1. はじめに

- 伏見工業高校夜間定時制・西京高校夜間定時制（以下、「両校」という。）及び総合支援学校の管理職や教員、教育委員会事務局職員で構成する「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）では、「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」（以下、「基本構想」という。）の下、平成27年9月から新定時制単独高校のあり方について議論。
- ワーキンググループでは、「基本構想」に基づき、「学び直し」を求める生徒や、「引きこもり傾向」にある生徒など、多様な生徒のニーズに対応できる、昼間・夜間2部制の新定時制単独高校の教育内容等を更に具体化するための課題（以下、「2. 検討の内容」参照）について検討。
- 本「まとめ（案）」では、ワーキンググループにおける全26回にわたる検討状況を集約。

2. 検討の内容

- ワーキンググループでは、昼間部と夜間部の生徒が集団を通して社会性を身に付けることができるよう、「可能な限り、共通の時間帯に学ぶことのできる時間を確保する」とともに、組織化された指導及び支援体制の充実を図るため、「新定時制単独高校が一つの学校として、教職員組織が一体となった学校運営を行うこと」を前提に検討を行った。
- 以下の（1）～（5）については、昼間部・夜間部の共通事項としている。

（1）新定時制単独高校の求める生徒像、育てる生徒像について

① 求める生徒像

様々な「困り」を抱え、義務教育段階や高校において学びのつまづきを経験しながらも、就職や進学を見据え、学習意欲を持って、新定時制単独高校で学習支援や「学び直し」を求める生徒

② 育てる生徒像

社会生活を送るための基礎的な学力を身に付け、社会の一員として、主体的に行動できる生徒

（2）学年制・単位制、学期制及び修業年限について

- 生徒が進級を意識しやすく、段階に応じて学びを進めることができる学年制を軸に、柔軟な科目選択や単位取得を可能とする単位制の特徴を取り入れ、多様なニーズに対応できる教育課程及び教育内容を具体化。
- 学期制については、評価を基にした指導及び支援体制を休業期間中に構築しやすく、2期制と比較しても、より短い期間での学習指導・評価を行うことができ、生徒・保護者が課題を認識する機会が増えるなどのメリットがある3学期制を軸に検討。
- 修業年限については、生徒の希望によって合格後に3年制・4年制を選択できることを基本とするとともに、学校生活を送る中で変更を希望する場合には、可能な限り柔軟な対応ができるよう検討。

（3）授業時間帯について

- 生徒が様々な思いや体験を共有でき、集団を通して社会性を身に付けることができるよう、可能な限り、昼間部と夜間部の生徒が共通の時間帯に学ぶことのできるよう検討。（別紙「授業時間帯・勤務時間の例示」参照）
- なお、今後、教育課程及び会議や部活動の優先度、修業年限の変更などを考慮し、具体的な学校運営形態を検討のうえ、勤務体制も検討。

（4）学科、教育課程、資格取得等について

- 学科は普通科とし、教育課程は昼間部・夜間部で同一とする。さらに、課題解決力や職業観・倫理観を養うことを狙いとした専門的な科目の設置も検討。
- 学びの集団規模が小さくなりすぎるコース制ではなく、学習到達目標を明確にした選択科目を設置し、学びへの興味や関心を喚起。

(4) 学科, 教育課程, 資格取得等について (続き)

- 昼間部・夜間部の変更については、生徒の様々な状況を勘案し、配慮の必要な事情がある場合に限り、一定の条件の下で認める。
- 資格取得は、学びの動機付けや自尊感情を持たせることを第一の目的とし、教育活動の中で取得可能な資格を設定。なお、資格取得の取組と授業の関連については、資格の種類や教育効果も視野に入れながら、引き続き、検討。

(5) クラス人数, 講座人数について

- 生徒が将来的に社会生活を円滑に送るためには、集団の中で学ぶことが重要であり、一クラスあたり一定数の人数が必要。
- 一人ひとりの生徒に目が行き届いた指導を目指し、学級規模は20名を基本。ただし、将来的には、より大きな集団の中で生活することも想定し、上級学年では25名程度を上限に学級の規模を今後検討。
- また、積み上げの必要な教科(国語・数学・英語)では、必要に応じて10名程度の習熟度別講座とするなど、きめ細かい指導体制を確立。

3. 今後の検討課題

(1) 通学意欲がありながらも登校できない「引きこもり傾向」にある生徒への対応等について

- 通学を基本としない通信制課程¹による学習形態は一定の教育効果が期待できる。しかしながら、「引きこもり傾向」からの脱却を図り、社会性を身に付けるためには、学校の中で仲間とともに学習するなど、集団生活の素晴らしさを学べる機会を確保することが大切。
- そのため、新定時制単独高校では、「引きこもり傾向」からの脱却と、「最終的に定時制で卒業する」ことを前提とした制度設計が望ましい。
- その実現に向けては、通信制課程の活用のほか、「不登校生徒に対する特例制度」²や、「高等学校における遠隔教育」³など、定時制課程内で通信教育や多様なメディアを高度に利用した制度の活用が考えられ、文部科学省とも協議を行いつつ、引き続き、幅広い観点から検討。

(2) 休学・中途退学者に対する学び直しの場の提供について

- 「学び直し」を求める生徒には、高校入学後に何らかの理由によって居場所を見つけられず長期欠席・休学・中途退学を経験した生徒も想定される。
- そうした生徒への一日も早い「学び直し」の場を提供するため、年度途中からの生徒受入の方策について検討。

(3) きめ細かい指導及び支援体制等について

- 「基本構想」に掲げた理念を実現するため、引き続き、基礎学力の定着に向けた「学び直し」の取組や指導及び支援体制をはじめ、進路保障や生徒のキャリア意識向上に繋がる外部機関との連携、不登校を経験した生徒の学びの場である洛風中学校や洛友中学校との連携・接続のほか、入学後の不適応を防ぐための中学校の連携やきめ細かな入学相談、新たな公立高校入学者選抜の方法などの検討が必要。
- 加えて、様々な「困り」を抱えた生徒に対する指導及び支援体制の確立が何より重要であるとの認識の下、両校がそれぞれ文部科学省事業の調査研究校として取り組んできた研究内容を引き継ぎ、校内の指導及び支援体制の確立に向けて、多様な観点から検討。
- さらに、新定時制単独高校では、一人ひとりの生徒と向き合うことがより一層求められることから、専門性や豊富な経験のある教職員を配置するなど、充実した組織体制となるよう、人的措置の検討が必要。

¹ 自宅での添削指導(レポート学習)を中心に、面接指導(スクーリング)及び試験の方法などを通じて単位修得する制度

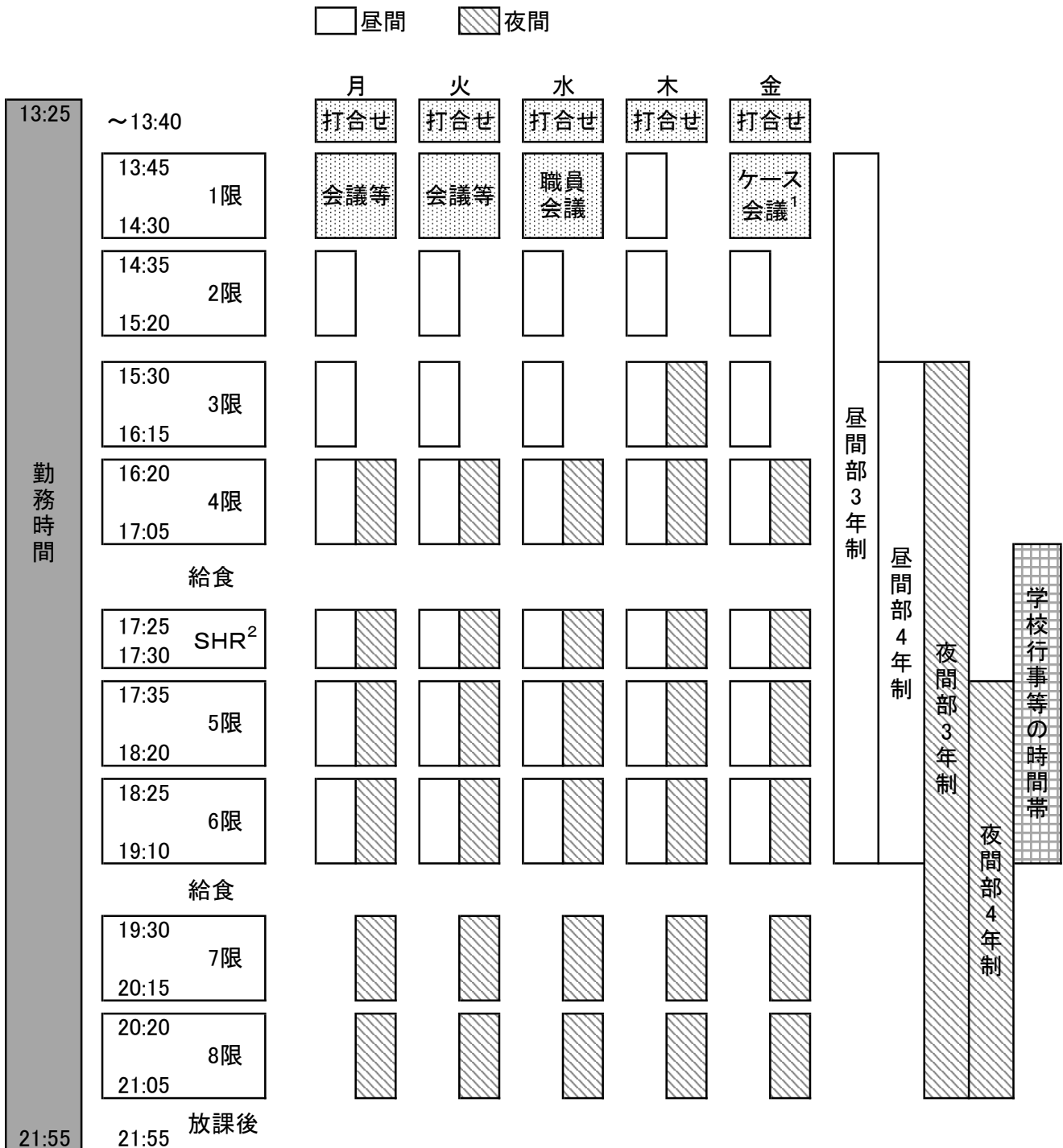
² 全日制及び定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象に、通信の方法を用いた教育により、一定の範囲内(最大36単位)において単位認定を行うことができる制度

【参考】高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について(平成21年3月31日付20文科初第8077号文部科学省初等中等教育局長通知)

³ 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業のことを言い、最大36単位まで認められる。通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであることが求められる。また、療養中や障害のため通学できない生徒については、通信の方法を用いたオンデマンド型(最大36単位)も認められている

【参考】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成27年4月24日付27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知)

授業時間帯・勤務時間の例示



¹ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協働し、個々の生徒への支援を個別に検討する会議

² 「ショートホームルーム」